

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-----------|-------------|-----------|----|----------|----------|-----------|----------|----------|----|----------|
| 行政機能 ／警察・ 消防 | 住宅・ 都市 | 保健医療 ・福祉 | エネル ギー | 金融 | 情報 通信 | 産業 構造 | 交通・ 物流 | 農林 水産 | 国土 保全 | 環境 | 土地 利用 |
|--------------------|-----------|-------------|-----------|----|----------|----------|-----------|----------|----------|----|----------|

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.36

長崎県

補助金等

| | |
|----------|--|
| 支援の名称 | 長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例 |
| 制度の趣旨・背景 | 災害危険住宅の移転を促進するため、災害危険住宅の移転に要する資金の一部を補助する等の助成措置を講じ、もって住民の生命の安全を確保することを目的とします。 |
| 制度の内容 | <p>○概要 がけ崩れにより、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域内に建つ危険住宅を安全な場所に移転させるため、移転者の住宅移転経費に対して、国、県及び市町が補助金を交付するものです。</p> <p>○事業主体 各市町（補助要綱を策定している市町）</p> <p>○助成内容 ・補助率 国 1/2、地方 1/2（県 1/4、市町 1/4） ・補助上限 除却：975千円、建物：3,250千円、土地：960千円</p> <p>○実績 除却：520件、建物：506件、土地：134件（S47～R4）</p> |
| 対象となる方 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築基準法第39条の規定により災害危険区域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅 2. 建築基準法第40条に基づく条例の基準に適合しない昭和35年9月30日以前に建築された住宅 3. 土砂災害特別警戒区域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅 4. 地すべり等危険地域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅 5. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査を完了し、第3号に掲げる区域に指定される見込みのある区域内に、既に建築されている住宅。 6. 国のがけ地近接等危険住宅移転に係る事業に着手した時点から過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内に、既に建築されている住宅 |
| 問い合わせ先など | <p>○所管 長崎県 土木部 砂防課、建築課 TEL：095-894-3076（砂防課）、095-894-3093（建築課） E-mail：sabo@pref.nagasaki.lg.jp（砂防課） naga-kenchiku1@pref.nagasaki.lg.jp（建築課）</p> |